## 鳥取県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成24年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先	5.6~27.8	1,600.0
		から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで		
		八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先	12.8~51.9	763. 0
		から同大字字山崎1609-5地先まで		
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先	10.7~88.8	1474. 0
		から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで		